

下関市監査委員公表第 3 号
令和 3 年(2021 年)1 月 1 9 日

地方自治法第 1 9 9 条第 1 項の規定に基づく定期監査を実施し、その結果に関する報告を下記のとおり決定したので、同条第 9 項の規定により公表する。

下関市監査委員 小 野 雅 弘
同 大 賀 一 慶
同 関 谷 博
同 亀 田 博

記

1 監査の対象

部局等	監査対象課所室等
市民部	まちづくり政策課、市民サービス課、 人権・男女共同参画課
観光スポーツ文化部	文化振興課
豊北総合支所	地域政策課

2 監査の範囲

令和 2 年 4 月 1 日から同年 9 月 3 0 日までにおける財務に関する事務の執行

3 監査の方法

諸帳簿その他の関係書類の調査、現地での確認及び関係職員への聞き取りにより行った。

4 監査の期間

令和 2 年 1 1 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日まで

5 監査の結果

財務に関する事務は、改善が必要な事項や制度的な検討が必要と思われる事項が見受けられたものの、おおむね適正に処理されていた。

6 指摘事項及び意見

改善が必要な事項は、次の「指摘事項」のとおりである。また、制度的な検討が必要と思われる事項は、「意見」のとおりである。

市民部 まちづくり政策課	
[指摘事項] 及び [意見]	なし
市民部 市民サービス課	
[指摘事項] 及び [意見]	なし
市民部 人権・男女共同参画課	
[指摘事項]	<p>(1) 行政財産の目的外使用の許可に関する事務において、以下の不適切な取扱いが見受けられた。所要の措置を講じられるとともに、同様の事例が発生しないようチェックを強化し、適正に事務処理されたい。</p> <p>ア 土地を使用する物件の一部（支線）が漏れて許可されていた。</p> <p>イ 算定誤りにより本来徴収すべき使用料の額よりも少なく徴収していた。</p> <p>ウ 使用料を減免しているもの（決裁区分が丁に属するもの）について、下関市文書取扱規程第22条の3第7号の規定による管財課長への合議がされていなかった。</p>
[意見]	なし
観光スポーツ文化部 文化振興課	
[指摘事項]	<p>(1) 所管課は、収入未済となっている市民会館附属設備使用料（平成24年6月9日使用分）に係る延滞金を調定しているが、元になる債権が未収の段階で未確定の延滞金を調定することは不適當である。適正に事務処理されたい。</p> <p>また、所管課は、当該使用料を「非強制徴収公債権」に区分して債務者に督促や催告を行っていたが、時効期間（5年）が経過した後の令和2年度に当該使用料の区分を「私債権」に変更し、私債権としては時効期間（10年）が経過していないことから、引き続き債務者に催告等を行っている。「公債権」であれば不納欠損していないことに疑義があり、「私債権」であれば「公債権」として行った督促処分等の取扱い（督促処分を取り消していなかったこと等）に疑義がある。関係課と協議し、適正に債権を管理されたい。</p>
	<p>(2) 下関市民会館の管理運営に関する基本協定書第27条第1項に基づいて同施設の指定管理者が市に提出する各月の業務報告書に、同項で記載する</p>

	<p>こととされている事項のうち、「基本的事項（開館時間、休館日）」、「施設利用者からの苦情及び事故並びにその対応状況に関する事項」、「自主事業の実施に関する事項」及び「自己評価に関する事項」が記載されていなかった。業務の実施状況を適切に確認するため、適正な書面を提出するよう指定管理者を指導するとともに、提出された書面の確認を徹底されたい。</p>
	<p>(3) 下関市民会館の管理運営に関する基本協定書及び下関市立近代先人顕彰館の管理運営に関する基本協定書に定めるところにより、両施設の指定管理者が自主事業を行う場合は、市の事前承諾が必要とされている。市は指定管理者が年間事業計画書とあわせて提出した自主事業計画書により承諾をしているが、計画書に記載された自主事業には実施時期や回数が未確定のものもあり、自主事業の実施を適正に承諾しているとは言い難い状態であった。自主事業の実施状況を適切に把握するため、適正な書面を提出するよう指定管理者を指導するとともに、提出された書面の確認を徹底されたい。</p>
	<p>[意見]</p> <p>なし</p>
<p>豊北総合支所 地域政策課</p>	
	<p>[指摘事項] 及び [意見]</p> <p>なし</p>

以上